多摩都市モノレール町田方面延伸 沿線まちづくり検討会設置要領

2022年(令和4年)8月8日

多摩都市モノレール町田方面延伸まちづくり検討会事務局 町田市都市づくり部都市政策課多摩都市モノレール推進室 多摩市都市整備部都市計画課

第1 設置

「多摩都市モノレール町田方面延伸」の沿線となり得る地域のまちづくりに関して検討していくため、多摩都市モノレール町田方面延伸 沿線まちづくり検討会(以下「検討会」という。)を置く。

第2 所掌事務

検討会は、次の事項について取り扱う。

- (1) 沿線のまちづくりに係る検討
- (2) 沿線まちづくり構想素案策定に係る検討
- (3) その他必要な事項

第3組織

検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

第4 会長

- 1 検討会に会長を置く。
- 2 会長は検討会を代表し、会務を総括する。

第5 検討会

- 1 検討会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、検討会の構成員以外の者を検討会に出席 させることができる。
- 3 検討会は、非公開とする。
- 4 本検討会の議事次第及び議事概要は、検討会の終了後に公開し、検討結果については、取りまとまり次第、公開する。ただし会長が必要と認める場合には、非

公開とすることができる。

5 本検討会で策定した沿線まちづくり構想素案は、市民意見募集等により公開する。

第6 謝礼

- 1 検討会の会長に対する謝礼は次に掲げるとおりとする。
- 2 謝礼の額は、検討会及び打合せへの1回の出席につき2万5千5百円とする。

第7 事務局

会議の事務局は、町田市都市づくり部都市政策課多摩都市モノレール推進室および多摩市都市整備部都市計画課とする。

第8 守秘義務

別表に掲げる者並びに第5 2に規定する委員以外の者は、検討会において知り 得た秘密を他に漏らしてはならない。

第9 補則

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別途定める。

附則

この要領は、2022年(令和4年)8月8日から適用する。

別表

会長 東京都立大学都市環境学部観光科学科 教授 清水 哲夫メンバー

町田市都市づくり部多摩都市モノレール推進室長 町田市道路部道路政策課長 多摩市都市整備部都市計画課長 多摩市都市整備部交通対策担当課長 オブザーバー

東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長 東京都都市整備局都市づくり政策部 開発企画課多摩開発企画担当課長